

米子市中小企業振興条例(素案)に対する意見について

関係条文	意見の概要	市の考え方・対応方針
条例名	条例名に「基本」を入れて、「米子市中小企業振興基本条例」としてほしい。	「基本条例」は、通常、制度や施策等の基本方針・原則等理念的な内容を定めるものであり、他に派生する条例、規則等がある場合に用いられます。本条例は理念に加え、施策策定の重要課題などを具体的に盛り込んだものとなっていること、他に派生する条例、規則を持たないことから「基本条例」とすることは考えていません。
第4条	<ul style="list-style-type: none"> ・中小零細企業家が自己防衛と自社の未来を描ける仕組み等を盛り込んだ条例にしてほしい。 ・人口減、少子高齢化、事業所減が現在進行形であることから、現状維持、縮小均衡に必要な施策がとれる内容の条例にしてほしい。 ・零細企業に焦点をあてた内容にしてほしい。 ・各種調査の実施や企業の倒産、廃業の件数等数値も示した条例にしてほしい。 	具体的かつ詳細な内容になりますので、令和2年度に策定するアクションプランの中で検討していく予定としています。
第4条	「地産外商」に重点を置いた内容が企業と地域の活性化に直結するものとする。	具体的かつ詳細な内容になりますので、令和2年度に策定するアクションプランの中で検討していく予定としています。
第4条	<ul style="list-style-type: none"> ① 「アクションプラン」の策定後のプラン施行の方法や経過とその結果及び評価方法について、明記してほしい。 ② 具体的には、途中経過、結果及び評価を、いつ、どのタイミング、頻度で、誰が、どのような評価方法で実施するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第4条第3項において、アクションプランの策定に当たっては関係団体からの意見を聞き、その実施については、「検証」、「見直し」の視点を持つことなどを記載しました。 ②具体的かつ詳細な内容になりますので、令和2年度に策定するアクションプランの中で検討していく予定としています。
第4条	<ul style="list-style-type: none"> ① 第4条第2項第1号について、雇用の創出を図る要因は、他にも「環境」「場所」「人」等、多種多様な事柄が含まれると感じるため、「人材育成」と「賃金の向上を含む労働条件」の2つに限定するのではなく、他の要素を含む、他の言い回しにするのがよいのではないかと。 ② 第4条第2項第2号中の「競争力の強化」については、この地域内での企業間の競争をイメージしてしまう可能性がある。 個々の企業の経営力の底上げを図ると共に企業の特徴を活かした経営力向上を図り、域外企業との競争にも勝てる企業を育成する内容にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ①本条例において、雇用創出を図る要因として掲げた2つの事項は、あくまでも重点課題として捉えているものであり、これらに限定するものではないと考えています。 ②本条文の目的は、生産性の向上や売上向上等によって、地元企業の経営体質強化を図ることであり、地域内の企業間の競争を煽るものではないと考えています。 条例の内容については、広報に努め広く理解を求めていく予定としています。
第9条	教育機関について、「中小企業者等との共同研究、技術の向上を図るための支援」の部分が、癒着のようなものを想像してしまい意味がよく分からないので、理解しやすく、誤解のない表現はできないか。	教育機関には大学、高専等、研究機関としての役割を持つものもあり、中小企業者等が行う、新商品や新技術の開発などへの支援において、積極的な協力を期待するものと考えています。そのため、趣旨に沿った誤解のない表現に修正しました。